

天童市地域商品券事業 加盟店募集要項

1 事業の概要

事業主体	天童市地域商品券事業実行委員会（事務局 市商工観光課）
事業目的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、生活者の家計負担の軽減と消費喚起による地域経済の底支え及び高齢者の生活基盤の支援を目的に、市内の事業所で使用できる天童市地域商品券を発行する。
対象者	令和8年2月1日時点で本市に住民登録がある方
商品券の構成	商品券1枚あたり500円で、小型店専用券5,000円分（10枚）と小型店・大型店共通券5,000円分（10枚）で1冊とする。 ※大型店・・・店舗面積1,000㎡以上の小売店・商業施設
配付冊数	1人あたり1冊（65歳以上の方には追加で1人あたり1冊）
商品券発行額	約8億円
商品券使用期間	令和8年4月11日から令和8年10月31日まで
使用できないもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本事業以外の商品券、ビール券、図書券、プリペイドカードなどの有価証券、前払式証票その他これらに類するもの（回数券を含む。） (2) 切手、官製はがき、印紙などの換金性の高いものや換金を目的とした物品 (3) 現金との換金、電子マネーの購入及びチャージ（支払額の一部が公的な制度により後日還付されるものは、換金に該当しない。） (4) 税や使用料、法定費用などの公的な支払 (5) 電話代等の公共料金（収納代行を含む。） (6) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ (7) 宝くじ又は宝くじに類するもの (8) 不動産の購入及び賃貸に係る支払、金融商品の購入 (9) 仕入等の事業資金

	(10) その他実行委員会が不適切と認めるもの
換金の流れ	加盟店は、使用された商品券を締日（毎月10日、25日）までに実行委員会へ換金請求書とあわせて提出する。実行委員会は、締日から15日以内に登録口座に入金する。 <u>換金請求から入金までに一定の時間を要する点に注意すること。</u>
換金受付期間	商品券使用開始後、令和8年11月10日まで（初回の締日は、令和8年4月27日とする。）
手数料	加盟店登録手数料、換金手数料ともに無料

2 順守事項

- (1) 実行委員会が定める誓約事項を守ること。
- (2) 商品券の売買及び譲渡等を行わないこと。
- (3) 商品券と現金との交換はしないこと。また、商品券の券面額以下の使用に対して釣銭は支払わないこと。
- (4) 登録された店舗区分で使用できる種類の商品券のみを受け取ること。
- (5) 商品券の使用があった場合、以下の確認を行うこと。
 - ア 未使用かつ使用できる種類の商品券であること
 - イ 見本の商品券と照合し、相違がないこと
 - ウ 枚数
- (6) 商品券を使用された場合、再流通を防止するため、商品券裏面の取扱店欄に加盟店名を押印又は記入すること。
- (7) 商品券の偽造が疑われる場合、受け取りを拒否して速やかに実行委員会まで連絡をすること。
- (8) ポスターの提示などにより加盟店であることを周知すること。
- (9) その他商品券事業に関して実行委員会が定める事項を順守すること。

3 加盟店登録

(1) 対象事業

小売業のほか、飲食業やサービス業、理美容業など幅広く対象とします。ただし、店舗規模による区分を設けます。

(2) 店舗区分

「小型店専用券」「小型店・大型店共通券」の2種類の商品券を発行するため加盟店を次のとおり区分し、加盟店はいずれかひとつの店舗区分のみに該当

するものとし、区分があいまいな店舗については、実行委員会において協議のうえ決定します。

店舗区分	内容	使用できる券
区分1 小型店	<p>大型店を除く店舗</p> <p>例：飲食店、居酒屋、日用品や食料品の小売店、美容室、飲食物のテイクアウト専門店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、旅館等（いずれも大型店に該当しないものに限る。）</p>	<p>小型店専用券</p> <p>共通券</p>
区分2 大型店	<p>店舗面積が1,000平方メートル以上の<u>小売店</u>又は<u>商業施設</u>。なお、大型店内の店舗は「大型店」に分類する。</p> <p>例：大型商業施設、スーパーマーケット、大型ドラッグストア、ホームセンター等。大型店内にある飲食店等も大型店に含む。</p>	<p>共通券</p>

(3) 登録できない事業所

次に該当するものについては登録申請することはできません。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号又は第5号に規定する風俗営業を行う事業所（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店等）
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業所
- ウ 特定の政治団体と関わる事業所や公序良俗に反する営業を行う事業所
- エ 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である事業所
- オ その他実行委員会が不相当と認めて対象外とする事業所

(4) 提出書類

以下の提出書類を実行委員会において審査し、商品券による取引を許可する場合、加盟店として登録されたことをお知らせする書類や加盟店ポスター等を後日お渡しします。

- ア 加盟店登録申請書

イ 以下の内容が確認できる換金用口座の通帳の写し

①金融機関名及び支店名、②預金種別、③口座番号、④口座名義（フリガナ）

(5) 提出締切

ア 2月27日（金）までの提出事業所は、購入引換券送付時の加盟店一覧に掲載します。

イ 2月28日（土）以降の提出事業所は、購入引換券送付時の加盟店一覧には掲載されず、市ホームページへの掲載のみとなります。

(6) 提出先

市商工観光課、天童商工会議所

問合せ先

天童市地域商品券事業実行委員会事務局

（天童市経済部商工観光課）

電話 023-654-1111（内線 224）